愛媛県農業公害対策資金融資要領

昭和 49 年 11 月 15 日
最終改正日：令和８年 10 月１日
（令和９年１月１日適用）

１　総則

この要領は、農業生産又は農産物処理加工に伴って生ずる公害の防止を図るため、農業者及び農業協同組合等が公害防止のための施設又は機械器具の改良・造成又は取得に必要な資金について、愛媛県農業近代化資金融資要綱（以下「要綱」という。）及び愛媛県農業近代化資金融資要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

２　愛媛県農業公害対策資金の貸付条件

(1) 貸付対象者

ア　農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者（以下「農業者」という。）
イ　農業協同組合
ウ　農業協同組合連合会
エ　要綱第２のⅢの１の(3)の各号に掲げる団体又は法人

(2) 融資機関

ア　信用事業を行う農業協同組合
イ　愛媛県信用農業協同組合連合会
ウ　農林中央金庫
エ　銀行

(3) 資金使途

農業生産又は農産物処理加工に伴って生ずる公害の防止を図るための施設又は機械、器具の改良・造成又は取得に必要な事業費とする。

(4) 貸付利率

要綱第２のⅠの６に定めるとおりの利率とする。

(5) 償還期限及び据置期間

ア　２の(1)のアに掲げる者が、地域計画農業者等に該当する場合は要綱第２のⅠの５に、地域計画農業者等に該当しない場合は要綱第２のⅡの５に定めるとおりとする。
イ　２の(1)のイからエに掲げる者あっては、要綱２のⅢの５に定めるとおりとする。

(6) 貸付限度額

ア　２の(1)のアに掲げる者が、地域計画農業者等に該当する場合は、要綱第２のⅠの４に定める額とする。
イ　２の(1)のアに掲げる者が、地域計画農業者等に該当しない場合は、要綱第２のⅡの４に定める額とする。
ウ　２の(1)のイからエに掲げる者にあっては、要綱第２のⅢの４に定める額とする。

３　融資枠

農業近代化資金の融資枠の範囲内で別に定めるものとする。

４　融資率

事業費の 100 分の 80（青年農業者にあっては、100 分の 90）以内とする。

５　借入手続

要綱第５及び要領第７に定める手続きによる。ただし、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 畜産経営を営む農業者にあっては、「畜産公害防止のための畜産経営改善計画認定要領」（昭和 46 年８月 19 日付け畜第 508 号）に基づく知事の認定を受けた経営改善計画書。

(2) 農産物処理加工及びふん尿処理施設又は機械、器具の改良・造成又は取得を行うものにあっては、知事の許可書の写し又は届出書の写し。

６　その他

この資金に係る借入申込書及び申請書は、「農業公害対策資金」と朱書しなければならない。

附　則（略）

附　則

１　この通知は、令和８年 10 月１日から施行し、令和９年１月１日から適用する。

２　この通知の適用の日前に利子補給承認が行われた愛媛県農業公害対策資金については、なお従前の例による。